

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：隠岐広域連合

令和8年7月17日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.4%
全職員	74.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	%
本庁課長相当職	%
本庁課長補佐相当職	%
本庁係長相当職	%

非公表

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	102.2%
26～30年	100.1%
21～25年	102.1%
16～20年	101.6%
11～15年	99.8%
6～10年	106.9%
1～5年	113.8%

【説明欄】

<任期の定めのない常勤職員>

給与の一部として支給される「扶養手当」や「特勤勤務手当」については、男性に支給している場合が多い等の要因により、女性に比べ男性の給与額が高くなっている。

<任期の定めのない常勤職員以外の職員>

※任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員で構成された数値

※パートタイム会計年度任用職員については、週の労働時間における常勤換算にて人数を算出

令和7年度は給料額の高い任期付職員が男性のみで構成されていたこと、任期付職員よりも給料額の低い会計年度任用職員の94.3%が女性で構成されていたため、女性に比べ男性の給与額が高くなっている。

＜その他＞

「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別の情報は、公表の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測しうるため非公表とする。

勤続年数別の男女の給与の差異について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員は、関係機関からの派遣による採用であるため除く。また、「36年以上」は対象者が片方の性別のみのため、割合の算出ができない。

育児休業等により給与の一部又は全部が支給されない月がある職員については、無給期間を除く常勤換算にて職員数を算出した。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和7年4月1日時点）

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	35.5%

【説明欄】

消防に女性職員がいないことから、消防において管理的地位にある男性の割合が100%となっていることに加え、本庁（事務局）においても管理的地位にある職員5人中女性は1名（20%）であることから、全体として管理的地位にある女性職員の割合が低くなっている。

病院部局については管理的地位にある女性職員の割合が52.6%と男性よりも若干高くなっているが、これは看護部における女性職員の比率が高いことが影響している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和7年4月1日時点）

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	50.0%
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

本庁課長相当職は対象者が片方の性別のみのため、割合の算出ができない。

本庁課長補佐相当職はいないため、割合の算出ができない。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	14.2%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	100.0%	%	%	%
1月超3月以下	%	%	%	%
3月超6月以下	%	16.7%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	83.3%	%	100.0%
12月超24月以下	%	%	%	%
24月超	%	%	—	—

【説明欄】

<常勤職員>

男性は対象者7名中1名が取得、女性は対象者全員が取得している。

また、育児休業終了後も部分休業や育児短時間勤務を活用しながら、仕事と育児の両立をする職員も増加傾向にあり、引き続き制度の周知と活用推進に努めたい。

<会計年度任用職員>

男性の会計年度任用職員については対象者がいなかったため、割合の算出ができない。

女性は対象者全員が取得している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等（事務局）	10.7 時間／月
病院部局（医師含む）	8.7 時間／月
病院部局（医師以外）	6.9 時間／月
消防部局	5.8 時間／月

【説明欄】

令和7年度については、全国離島振興協議会総会の開催や職員の欠員等により事務局における時間外勤務が多かった。

引き続き、必要人員の確保に尽力するとともに、業務の効率化を進めながら超過勤務の抑制に努めたい。

<参考>

男女別・部局別の平均超過勤務時間

事務局	男性： 9.4 時間/月	女性：12.0 時間/月
病院部局（医師含む）	男性：12.4 時間/月	女性： 6.9 時間/月
病院部局（医師以外）	男性： 8.3 時間/月	女性： 6.4 時間/月
消防部局	男性： 5.8 時間/月	女性： —